

大気汚染常時監視八幡測定局新局舎設置移転業務に係る仕様書

本仕様書は、滋賀県が設置する大気自動測定局である八幡局を移設するに際し、測定局用コンテナ（以下、「コンテナ」という。）の設置に伴うコンテナの調達、納入、設置、調整および機器移設等に係る仕様を定めるものである。

1 納入、設置場所

滋賀県近江八幡市西庄町5（滋賀県八幡工業高等学校校舎敷地内の指定場所）

2 内容

現八幡局の敷地を近江八幡市へ返却するにあたり、現有機能を設置場所に移設することを目的とし、移設するために必要な（1）から（6）までを業務とする。

- （1）全体の進捗管理および関係機関との調整
- （2）基礎作成およびフェンス設置
- （3）コンテナ局舎の納入
 - ・コンテナの設計、製作
 - ・完成したコンテナの運搬、設置
- （4）自動測定機の移設、調整
- （5）電気設備工事
- （6）その他、当調達等に関する業務

3 納期

令和8年11月30日（月）

4 基礎の寸法および構造

耐圧盤コンクリート基礎（長さ4,200mm 幅1,800mm 高さ200mm）を県の指定した場所に設置すること（鉄筋を配筋する際、アンカーボルトに注意すること。）

5 フェンスの寸法および構造（概要イメージは別添図1のとおり）

隣接する設備のフェンスと同仕様（JFE建材社製 フェンス：主柱VAB、5型H1800、扉：VH-G型H1800もしくはこれと同程度の色等の外観、サイズ、強度のもの）のフェンスを設置すること。出入口は一か所以上設け、施錠できるものとし、鍵は4個以上用意すること。局舎周辺 5,350mm×6,915mmの区域、ただし隣接する設備および校舎と接する面はフェンス不要。

6 コンテナの寸法および構造（概要イメージは別添図2～4のとおり）

（1）寸法

- ・室外長約4,000mm、室外幅約1,600mm、室外高約2,300mmであること。
- ・以下に掲げる大気汚染自動測定機等を収納できること。

【大気汚染自動測定機等一覧】

オキシダント自動測定機（東亜ディーケーケー株式会社製 GUX-353B 一式）

窒素酸化物自動測定機（株式会社堀場製作所製 APNA-3700 一式）

二酸化硫黄・浮遊粒子状物質自動測定機（株式会社堀場製作所製 APMS-3721SD 一式）

微小粒子状物質自動測定機（紀本電子工業株式会社製 PM-712 一式）

気象観測装置（株式会社小笠原計器製 AC1022およびC-W154 一式（温湿度計等を含む。））

子局テレメータ装置（環境計測株式会社 DATAC9 一式）

ガスボンベ10L 2本

※上記は入札時点の機器であり、別途機器更新を行うことから移設時には機種が変更されている可能性がある

（2）構造

- ・環境省水・大気環境局発行の「環境大気常時監視マニュアル」に基づく大気汚染に係る測定を適切に実施できるものであること。
- ・搬入時は、車載移動およびクレーンによる吊上げ、吊降ろしが可能なものであること。
- ・防水性、断熱性、耐久性、耐震性、耐候性および気密性を有すること（ただし吸排気口および換気口部分は除く。）
- ・骨組は、防錆を施した鋼材等の材料を使用し、設置する自動測定機等の重さに耐えうる十分強固なものであること。
- ・壁、屋根パネルは外板、内板に厚さ0.8mm以上の耐食性アルミ平板で、厚さ50mm以上の断熱材（ポリスチレンフォーム※難燃性）を接着したアルミサンドイッチパネルを使用すること。また、壁面との接合部は防水性に優れた構造とすること。
- ・室内天井は壁面内板と同一の材料を用い、屋根外装との間は壁面に準じた断熱処理を施すこと。
- ・床材は、高耐食溶融メッキ鋼板を用い、帯電防止塩化ビニルシート仕上げとすること。
- ・屋上にはデッキを設けること。
- ・機器メンテナンス用の外開きの観音折扉（開口幅約3,400mm、高さ約1,800mm）および観音扉（開口幅約2,000mm、高さ約1,800mm）を各1か所設け、施錠できるものとする。また、鍵は両扉で共通とし、4個以上用意すること。また、戸当たりゴムを取付け、防水性を有すること。

7 コンテナの付帯設備

（1）屋上デッキ

アルミ縞板張りとする。気象計センサー等の設置や、装置保守作業等に耐えうる強固なものであること。

（2）梯子および固定金具

屋上デッキ昇降用にステンレスパイプ製金具を設け、脱着式の梯子を取付けられるようにすること。また、梯子はコンテナ内で保管できるようにすること。

（3）ケーブル引込口

4か所設けることとし、1か所は電気配線引込、1か所は温湿度計および風向風速計の信号ケーブル引込、1か所はPM2.5伝送ケーブル引込、1か所は測定機排気口に使用するものとする。

（4）ケーブル引込柱

コンテナに接着させ、安定した構造とすること。

（5）電源

外部商用電源単相3線式200V/100Vとすること。

(6) 受配電盤

以下3系統以上に分電できる構造とすること。

空調機器用200V（単相）、照明および換気用100V、自動測定機用100V

壁掛け型とし、空調機器用の受電源には、漏電ブレーカー等必要な機器を備えること。電源は機器ごとに分割供給できること。

自動測定機による測定等のほか、他の調査も支障なく実施できる容量（（7）を参照）の設備を有すること。

(7) コンセント（アース付き）

- ・室内 合計25A以上とすること。

空調機器用コンセント 1か所

自動測定機用コンセント 10口

自動測定機の配線がタコ足配線とならないよう必要な上記の口数を設けること。

- ・室外 コンテナ側面および屋上デッキに各1か所（2口）以上設け、合計15A以上とすること。

防水対策を施し、鍵付きとし、鍵は2個以上用意すること。

(8) 照明

測定室内の天井に、LED照明（LED32W 1灯式）を2か所設けること。

室内灯スイッチは出入口扉横に設置すること。

(9) 吸気設備一式

ステンレス製フード、防虫網、電動シャッターおよびフィルターを設けること。

(10) 換気設備一式

扇径20cm程度とし、ステンレス製フード、防虫網、電動シャッター、温感センサーおよび手動スイッチを設けること。

(11) 空調機器（単相200V、冷房能力4.0kW程度、暖房能力5.0kW程度の家庭用のものとする。）

自動測定機に風が直接当たらない位置に取り付けること。室外機は、コンテナ横に別基礎にて取付け、自動測定機と別系統の回路とすること。

室外機は、騒音や浸水対策等を考慮し、適切に設置すること。

(12) 試料大気採取導入管の支持用配管（樹脂パイプ製）

環境省水・大気環境局発行の「環境大気常時監視マニュアル」に定められた大気汚染自動測定機の採取位置の規定を満たすよう配管を取付けること。採取口は地上3m以上でU字型に曲がり、下を向いていること。U字型の部分の径は試料大気導入管が十分通過できる大きさとすること。設置の場所については、事前に協議すること。

(13) 微小粒子状物質自動測定機の採取管導入用の開口部

微小粒子状物質自動測定機の採取管を導入するための開口部をコンテナ天井に設けること。場所については、事前に協議すること。

(14) 気象計センサー設置用支柱

設置位置等は、「環境大気常時監視マニュアル」に従うこと。支柱は、コンテナに結合させ、十分な転倒防止対策を講ずること。

(15) 気象観測装置一式

風向風速計、温湿度計、変換器等を設けること。

(16) ガスボンベの転倒防止用設備

10Lガスボンベを固定できる金具等を設けること。

8 コンテナの塗装および表示

十分な防錆表面処理を実施した上、塗装すること。塗装色は、クリーム色（マンセル値5Y9/1）を想定しているが、別途協議して決定する。

コンテナ外壁面に「滋賀県」および「八幡大気汚染自動測定局」を黒字、丸ゴシック体で表示することとし、大きさ等の詳細は別途協議して決定する。（概要イメージは別添図2のとおり）

9 自動測定機の移設

6（1）の大気汚染自動測定機等一覧に掲げる自動測定機について現八幡局（滋賀県近江八幡市中村町25）から設置場所へ移設、調整を行うこと。なお微小粒子状物質自動測定機は移設先及び時期について県担当者と協議すること。また気象観測装置は滋賀県琵琶湖環境科学研究センターへ移動させること。

10 法令、規則等

コンテナの設計、製作、設置およびそれらの付帯作業にあたっては本仕様書によるほか、次の関係法令、規則等に準拠するものであること。

- （1）道路交通法
- （2）日本産業規格（JIS）
- （3）日本電機工業会標準規格（JEM）
- （4）日本電気規格調査会標準規格（JEC）
- （5）その他関係法令、規則および「環境大気常時監視マニュアル」に定められた事項に準拠すること。

11 設置条件等

- ・設置、納入の時期、位置等については、あらかじめ本県職員と打合せの上、指示を受けること。
- ・設置にあたっては、基礎に固定し、十分な耐震措置を施すこと。
- ・作業等の実施にあたっては、本県職員と十分に協議をしながら進めることとし、打ち合わせを行った場合は、速やかに議事録を作成し本県職員へ提出すること。
- ・作業にあたっては、粉じん、騒音等の影響を最小限等するための必要な措置を講じること。
- ・作業中の事故防止および作業従事者の安全確保については、最大限注意を払うこと。
- ・県施設敷地内における喫煙は厳禁とする。
- ・本業務にかかる測定の停止期間については、できるだけ最短となるよう計画すること。
- ・運搬車両の出入り、スケジュール等について、県担当者と調整すること。
- ・作業にあたって、八幡工業高校の駐車区画を制限する必要がある場合は、事前に県担当者と協議を行うこと。
- ・大型車両や大型作業車の乗入れが必要な作業の実施日は、土日等の閉校日となる可能性があるので留意すること。

12 提出書類（提出時期）

- （1）工程表 2部 （契約締結後14日以内）
- （2）製作承認申請図 2部 （契約締結後30日以内）
- （3）基礎設置、コンテナの製作、納入・据付、フェンスの設置完了報告書および実施状況写真 2部（業務完了後）
- （4）完成図書（基礎、コンテナの構造等を示す図面等） 3部 （業務完了後）

(5) 完成図面の電子データ（全業務完了後）

(6) その他本県が必要と認める書類

1.3 保守体制等

- ・コンテナおよびその他付帯設備について、通常の使用条件において納入日から満1年間はその機能および性能を保証すること。ただし、納入日から1年を経過した場合であっても、納入日から満2年間に設計、施工不良または部材不良が原因で故障または不具合が発生した場合は、無償で修理または取替えを行うこと。さらに、修理または取替えた機器および部材については、取替時期から満1年間の保証を行うこと。
- ・納入後、コンテナの取扱いおよびメンテナンスについて本県職員および本県保守点検委託業者に対して十分な説明を行うこと。
- ・コンテナの欠陥、トラブルが判明した場合は速やかに報告するとともに、必要な情報を提供すること。
- ・不具合等発生時には、修理依頼後、速やかに対応できる体制をとること。

1.4 その他

- ・使用する言語は日本語とする。
- ・作業にあたっては、日程を含め、本県職員と調整のうえ、指示に従うこと。
- ・納入等の際に通行する経路（公道）については、あらかじめ県の確認を得ること。通行等に際しては、近隣住民等に迷惑をかけないように最大限配慮すること。また、使用する車両はアイドリングストップを励行すること。
- ・本仕様書に定めのない事項については、別途協議して決定するものとする。